

第 25 回広島県環境審議会総会議事要旨

- 1 日 時 令和 4 年 2 月 4 日（金） 15 時 00 分から 15 時 40 分まで
- 2 場 所 広島市中区基町 10－52
広島県庁北館 第 6 委員会室 ※原則 WEB 会議形式
- 3 出席委員 広島県環境審議会委員名簿（資料番号 1）のとおり（24 名出席）
- 4 議 題
 - (1) 広島県環境審議会会長の選出について
 - (2) 広島県環境審議会会長代理の指名について
 - (3) 広島県環境審議会各部会所属委員の指名について
 - (4) 広島県環境審議会各部会長の選出について
 - (5) 広島県環境審議会における会長等不在時の取扱いについて
- 5 報告事項
 - (1) 広島県環境審議会開催状況について
 - (2) 広島県の環境施策の概要について
- 6 担当部署 広島県環境県民局環境政策課環境企画グループ
TEL (082) 513－2911（ダイヤルイン）
- 7 会議内容
 - (1) 広島県環境審議会会長の選出について
委員の互選により、西嶋委員が会長となることに決定した。
 - (2) 広島県環境審議会会長代理の指名について
西嶋会長の指名により、西村委員及び山崎委員が会長代理となることに決定した。
 - (3) 広島県環境審議会各部所属委員の指名について
西嶋会長の指名により、広島県環境審議会各部会所属委員名簿（案）のとおり所属することに決定した。
 - (4) 広島県環境審議会各部会長の選出について
部会所属委員の互選により、生活環境部会は西村委員が、自然環境部会は奥田委員が、温泉部会は山崎委員が部会長となることに決定した。
 - (5) 広島県環境審議会における会長等不在時の取扱いについて
事務局から、広島県環境審議会における会長等不在時の取扱（案）（資料番号 2）により説明し、会長等不在時の取扱いについて、全員賛成で了承された。
 - (6) 広島県環境審議会開催状況について
事務局から、広島県環境審議会開催状況（資料番号 3）を説明した。
 - (7) 広島県の環境施策の概要について
事務局から、県の環境施策（資料番号 4 から 6 まで）について概要を説明した。

8 会議の資料名一覧

資料 1 広島県環境審議会委員名簿

資料 2 広島県環境審議会における会長等不在時の取扱いについて（案）

資料 3 広島県環境審議会開催状況

資料 4 令和 3 年版 環境白書（環境に関する年次報告）の概要

資料 5 カーボンニュートラル実現に向けた県の取組について

資料 6 「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム(GSHIP)」の取組状況について

参考資料 関係法令等

（途中配付） 広島県環境審議会各部会所属委員名簿（案）

第 25 回広島県環境審議会総会における質疑応答

(西嶋会長)

資料 4～6 の説明について、質問や意見があるか。

(事務局)

特に挙手はない。

(西嶋会長)

私から 1 点確認したい。資料 4 (3 ページ) の産業廃棄物排出量の目標値 1480 万 t 以下について、目標を達成したという説明であったが、目標値の設定は、産業が活発になればなるほどある程度のごみが出るということで、基準年から比較して生産量が増える、経済指標が上がるという前提で、基準年とほぼ同じような目標値を設定し、一般廃棄物排出量の目標については 2 割ぐらいの削減ということになったように記憶している。令和 2 年度の想定していた経済的な指標と比較して、想定どおりにいってごみは減ったという話なのか、コロナもあったので経済指標としては低水準になっているが、排出量としてはこの水準になったのか、その辺りは考察されているのか。

(事務局 環境保全課長)

御指摘のとおり、経済的な影響を前提に増加する量を抑えるという目標設定をしたが、経済指標がどうだったかという検証までは行っていない。いずれにしても達成したと言いながらもやはり増加をしているという現状があるので、そこは次に向けて増加をしないように引き続き取組を進めていく必要があると考えている。

(西嶋会長)

これは確か目標を決めた時に、一般廃棄物排出量は削減という明確な数字を出しているのに、産業廃棄物排出量は少ないと言いながらも増加の目標というのはどうなのかと、だいた議論になったと思うので、ぜひそこは明確にした上で、どう今後削減をしていくのかについて取り組んでいただきたい。

(渡邊委員)

令和 3 年 6 月に瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されて、水質規制を中心とするものから生物多様性、水産資源の持続的な利用の確保が賄えるよう改正されたが、このことについて広島県の環境政策が今後どのように変わっていくのか、その方向性を示して実行する用意があるのか、その辺りをお聞きしたい。また、このことについて湾灘協議会の再開をぜひお願いしたい。

(事務局 環境保全課長)

御指摘とおり昨年の 6 月に瀬戸内海環境保全特別措置法が改定され、この 4 月から施行されたところである。その中で豊かな海を作っていくということで栄養塩類管理計画を作れば、排水基準を緩和できるという制度ができたところである。我々としても水産資源の回復に期待する一方で、水質規制の緩和というのは環境悪化を招くという懸念もある。そういったことから、現在、国がガイドラインを策定しているところであり、それを踏まえて広島県としてどのように取り組んでいくのかを関係部局と連携して検討していきたいと思っている。湾灘協議会の話もあったので、そういった検討結果を踏まえて湾灘協議会の開催も併せて検討していきたい。

(渡邊委員)

よろしくお願いします。

(今榮委員)

(資料 6－4 その他 (GSHIP 参画会員の状況)) で、市町のところに竹原市、三原市及び尾道市が

加入していないので、担当に確認したところ、昨年6月の段階で具体的な内容等について示されていなかったため、一旦加入の返事をしていなかったということだが、私の判断で竹原市はぜひここに入らなければいけないし、全市町でこの取組については参画しながら取り組んでいくべきだ考える。本市は今の段階で加わるということによいと思うが、三原市及び尾道市にも加わるように取り組んでいただきたい。

(事務局 環境保全課長)

ご加入いただけるということで、お礼を申し上げたい。現在、未加入の市町には昨年末から個別に伺って丁寧な説明を心掛けてきたつもりである。引き続き、働きかけを行って皆様納得した形で揃ってご加入いただけるよう今後とも進めていきたい。

(今榮委員)

よろしくお願いします。

※ 資料5については特に質疑なし